

59-DPC-4

保存本

資料

データベース制度に関する課題

昭和60年 6 月

財団法人 データベース振興センター

この資料は、日本自動車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて昭和 59 年度に実施した「事業」の一環としてとりまとめたものです。

は　じ　め　に

当財団では、わが国データベースの振興に必要とされる制度につき、委員会を設置し、検討を行ってきたが、本資料はその成果をとりまとめたものである。

委　員　会　構　成

委員長：宮　川　隆　泰　三菱総合研究所　取締役　情報管理部長
委　員：近　江　　　　晶　新日本製鉄㈱　技術本部　技術企画管理部　部長代理
小　澤　徹　夫　弁護士
権　藤　卓　也　㈱ダイリサーチ　常務取締役
斉　藤　健　一　㈱東洋経済新報社　編集局　次長
須　藤　英　章　弁護士
砂　田　登士夫　富士通㈱　システム本部　経営システム開発部　部長
名　和　小太郎　㈱旭リサーチセンター　取締役
原　田　幸　裕　㈱日本長期信用銀行　調査部　主任部員
半　田　正　夫　青山学院大学　教授
三　浦　　　　勲　㈱紀伊國屋書店　国際情報部　部長

1. 制度に係る問題点の整理

- (1) データベース・サービスはわが国において発展途上の産業であり、制度問題の検討は一部を除いてあまり無い。

その理由としてはデータベース・サービスに係る具体的問題（トラブル）の実態が不明確であること、現状ではデータベース制作者、流通者および利用者の間における権利意識と契約意識が未成熟で、一応表面的には契約関係により関係者の間で特段の支障が生じていないことなどがあげられる。

しかしながら、今後データベースが急速に普及するに伴い、契約関係のみでトラブルを防ぐことができるかどうかといった心配も予想される。

- (2) 現状における一つの考え方として、

① データベース・サービスの発展を図る上では、現状の契約関係を裏付ける法制度の早急かつ万全な整備が望まれ、問題が発生する以前に法制度の整備を図るべきとするものがある。一方、これに対して今後、民間の活力ある事業活動を許容するためには、法制度の整備は必要最小限であることが望ましく、データベース・サービスの発展に応じて徐々に法制度の整備を図るべきであるとする考え方もある。

② またTDFとの関連からも諸外国と考え方の基盤を同じにした法制度の整備を図るべきであるとする意見も出されている。

- (3) 本分科会は、昭和60年1月29日以来5回の検討を重ね、現在生じつつある、或いは近い将来予想されるトラブルに対する現行制度の限界を見定め、望ましい各種制度の在り方を考えてきた。本分科会では各委員から各様な意見が提出され、その間には必らずしも統一がとれていない点もある。しかし、かえってそれだけに、ある特定の観点よりその問題を整理し、解釈しようとする際生ずる無理やこじつけをさけることができている。今後現時点での検討をさらに発展させ、将来の具体的トラブルをウォッチする視点を深め、かつ、新しい契約関係を生み出す上で有益な指針或いはヴィジョンを得ることが望まれる。

- (4) なお、本分科会において検討の必要を認めた制度的な課題は次の各項目である。

① データベースの権利関係

- * 著作権法に対する基本的姿勢
- * 著作権審議会第七小委員会データベース分科会中間報告書に対する意見

② 再販価格維持に係る問題点

- * 流通業者の取引契約上の問題点
- * 国際的独占による問題点

- ③ 二重課税問題
- ④ プライバシーに係る情報の収集・提供の制限
- ⑤ データベース利用者についての機密保護
- ⑥ その他

このうち、本分科会は、現時点では主として①を中心に検討を進めてきた。今後、さらに継続的な検討が必要と考える。

②以降については、問題点の指摘にとどまっており、今後本格的検討に着手する必要がある。

2. データベース・サービスの形態と問題の把握

- (1) データベース・サービスは、情報の作成・収集から利用にまでいたる一連のプロセスにおいて成立する。

このため、制度上の問題点を考える上では、データベース制作に始まり流通者による加工を経て、最終利用者による利用にいたるまでの各段階で発生する紛争その他の問題点を整理し、その間の契約関係、権利関係上の検討項目を列挙する必要がある。このため本分科会では、別記のようなデータベース・サービスの各段階と問題点のフローチャートを作成し、検討の基礎とした。

- (2) 本研究会は、「データを整理統合し、コンピュータ処理が可能な形態にした情報ファイルまたはその集合体」と定義されるデータベースを中心にして、データベース・サービスについて検討した。

しかしながら、データベースという概念は、極めて広範なエリアをカバーしうるものであり、また急速な技術革新に対応するためにもその意味するところにより異なった検討視点が必要となる。これらの多様なデータベースの現状をまとめると、以下の通りとなる。

データベースの種類は、文献の抄録や所蔵目録、機関案内のような情報を含む文献データベースや、文献の全文、統計や実験データなどのように物事の事実を表す情報を含むファクトデータベースの2種類に大別されるが、最近のデータベースサービスの発展や研究開発におけるデータベースの必要性の増大から、あるいはまた新技術の開発から、多様なメディアに集録されだしている。現在も普及しているものから、最近の新しい技術を用いた新しいデータベースも含めて、まとめる。

情報の種類	その内容
文 字 情 報	文献抄録や所蔵目録，機関案内，議事録，法令，新聞記事など
数 値 情 報	経済統計，人口統計など社会活動の諸指標や，実験や観測による数値データ
画像・図形情報	グラフ，心電図，地震波，設計図，物質構造図など
映 像 情 報	NTTのVRSサービスのような映画ライブラリー
音 声 情 報	ANSERシステムや各種案内システムの様に音声が利用されているもの
辞 書	かな，漢字変換や自動翻訳のように辞書がはいっているもの
プ ロ グ ラ ム	プログラム自動販売のように，プログラム自身がDBに格納される

文字情報や数値情報は，単一の種類でデータベースを構成している事が多いが，最近ではビジュアル機器の発達から，数値と図形・画像が一对をなすものや，さらには双方向CATVのように文字・数値・画像・映像・音声全てが，換言すればコードデータ，イメージデータ，アナログデータが複合化したデータベースが利用される事もある。また，ワープロや自動翻訳システム内の辞書は，それ自体でデータベースを構成しているとは言えないが，データベースサービスシステムの中に組みこまれて利用に供される。エキスパートシステムや人工知能システムが発達してくると，さらに「知識」までが組みこまれてくる。

これらは，現在はシステムの中に組みこまれており，提供される「情報」自体にはなっていないが，将来は「辞書」や「知識」自体がデータベースサービスの対象になりうる。

3. 著作権法にたいする基本的姿勢

- (1) 著作権法を一つの前提として議論を行いうるところから，同法における対応の限界について検討する他，望まれる権利保護の在り方等につき広範な議論を行った。

この際の当分科会の基本的姿勢は以下の通りである。

- ① データベースを「多数の情報を体系的に整理統合し，コンピュータによって検索し得るところの機械可読形態にした情報の集合体」と定義し（第七小委員会報告書），かつ，データベースの作成にあたっては，情報を整理統合する体系を設定し，収集・選定した情報を分析・加工したうえで，その体系に従って整理統合するという一連の知的活動が要求される（第七小委員会報告書）と解するかぎり，データベースは著作物性を有し，現行法上は著作権法によって保護するしかないといえよう。（半田委員）
- ② データベースは新しく出現した表現である。この将来の発展の可能性は予断を許さない。

ここで、データベースの権利について詳細に論じ、具体的な指摘・提案を行ってみても、それは、ただちに技術の発展にそぐわなくなるおそれがある。これは避けるべきであろう。

- ③ データベースは伝統的な著作物の二次的存在として出現したものである。したがって、その権利問題をデータベースを中心において処理することは、既存の法制度や権益と衝突するばあいがおおい。当面は、伝統的なメディアとの整合性を配慮するほうが望ましい。
- ④ 著作権法には、消費者保護の視点は少ない（公正使用の規定のなかに私的使用の項目はあるが）。この点、データベース業界の当面の目標が需要の拡大であれば、著作権法と並立する産業政策的な仕組みは必要であろう。
- ⑤ 「中間報告」で、データベースを本来の意味での著作物として認めていることを、積極的に評価すべきである。
- ⑥ WIPO、米国などでデータベースを著作権で処理しているとすれば、国際的な相互性の立場から、日本においても、著作権法の適用が望ましい。なぜならば、データベースの先進国は米国であり、日本に米国の製品が広く流通している。また、データベースは国際ネットワークによって越境流通するものである。これらの点から、国際的な秩序を踏襲したほうが便利である。

なお、このばあいプログラムについても同様の性格と条件があり、ここで、日本がこれを著作権しりすることになったという事情も、配慮すべきである。（以上、名和委員）

- (2) 著作権制度による権利保護については、適当とは考えにくい点もあるが否定されるべきものではない。

- ① 著作権法は本来、文学、美術、音楽の著作物という内容の固定化された目的物を対象としており、データベースのように、利用開始後に内容が絶えず変化する目的物を対象として作られたものではない。

特に数値、文献情報とも最新のデータをなくしては、利用価値がきわめて小さくなる。それだけに日々更新されるデータベースに対しても著作権法が適応されるべきだと考える。

（斉藤委員）

- ② 著作権法は、本来、文化的所産について、その権利を保護したものである。したがって、これを実用品たるデータベースに適用することに問題があることは事実である。

ただし、著作権は、本来固定された情報を対象とするものであり、データベースはこれに馴染まない、という意見がある。

これに対しては、以下のように論ずることもできよう。現行著作権法といえども、映画、放送などのように、

- i 製作に多くの権利者が関係し、
- ii その表現が可変であり、
- iii その伝達に機械が関係する、
- iv それが実用品類似のものであり、

というものは、存在する。ここで、どのように著作権処理がおこなわれているか。これをデータベースのばあいと比較してみることは、必要であろう。この点については「中間報告」は不十分である。

- ③ 内容が変化するものの著作物性をどうするか、という問題は、ただしくは「どの時点のデータベースをもって保護の対象とするか」ということになるだろう。

ここでは、現行著作権法でも、つぎのような方策をとりうる。

大部分バッチでファイルの付加または更新がなされているものについては、

- i 付加されるものは、雑誌のように、その付加ファイルごとに1ファイルとする。
- ii 更新されるものは、辞書とか年鑑のように、更新時ごとに1ファイルとする。

一部のオンライン更新されるものについては、日毎とか、週毎とかに、その期の開始時または終結時のファイルを、1ファイルと見なす。

という便法でよいであろう。つまり、これはあまり深刻な問題ではない。

(以上②③ 名和委員)

- (3) 著作権法は、本来情報のファクトそのものを保護しておらず、数値データベースは、データベースとして保護する建前をとってはいるものの、実質的には充分保護しにくい面があることは否定できない。ただし、ファクトの保護は、データベースに限らない情報一般にも該当する話であり、もっと広い見地からの検討が必要である（社会通念として、ファクトのコピーは一般的であるという考えもあり、慎重な検討が必要）。

ただし、数値情報を一律的に論じることは正しくない。というのは、政府統計のデータと学者や研究者が開発したデータベース、あるいは民間が創作したデータベースはその発生要因が大きく異なるからである。後者のような原データ、およびMTベースは著作権法で正しく保護される。（宮川委員長）

- (4) データベース関係者がファクト・データの著作物性を認めるべきである、という論議は説得的でない。ファクトの著作物性がないのは社会的な通念であり、ここに、著作物性を認める要求は、なぜデータベースにかぎってそれが必要なのか、これを説得的に示す必要がある。

なお「中間報告」においては、ファクト・データベースについて、著作物性が認められていることに留意する必要がある。これで、まず十分である。（名和委員）

4. データベースの権利関係

(1) 現在のところ、データベースの権利に係る具体的なトラブルは必ずしも明確でない。

公表されている事例として、日経マグローヒル事件（東京地裁昭和48年2月19日判決・判例タイムズ289号155頁）がある。この事件は、日経マグローヒル社から雑誌の発送業務を請負った株式会社アテナ（原告）が、預かった講読者のアドレステープ（コンピューター用磁気テープ）を下請の株式会社長野県計算センター（被告）に預けたところ、右下請会社の保管下において右テープが何者かによって複写され、リーダー・ダイジェストの宣伝パンフレットの郵送に用いられてしまったと言うものである。判決は、下請会社にテープの保存につき善良な管理者の注意義務を怠った違反があるとして203万円余りの損害賠償を命じている。この事件は、当委員会が検討の対象としているデータベースの供給契約をめぐるトラブルではないが、原被告間の契約責任によって解決がなされている。

未公表の事例として、当委員会ではMTの海賊版コピーのケースが報告された。この事件は、裁判等の手続を経ることなく私的和解によって解決されたため、詳細を明らかにすることはできない。本来、データベースは次々に時代に即した新しい内容に改良されていくことを生命としているので、このようなメンテナンスまで行えるような海賊版コピーは作成し難いであろう。しかし、一発勝負的に、その時期における完成品としてのデータベースを海賊コピーして、手早く儲けることは可能であるから、今後もこの種の不法行為は続発することが予想される。このような事例の解決は、次項(2)③において検討するように、不法行為（民法709条）や著作権法（112条等）上の救済によってなされることになる。

ダウンロードをめぐるトラブルもあると言われるが、実態は不明である。ディストリビューターとユーザー間の契約によっては、これを許容して利用を促進しようとするものもあれば、禁止しているものもあり、対処法は区々である。いずれにせよ、契約当事者間のダウンロードについては契約によって処理される。

他方、前述の日経マグローヒル事件のように、契約関係のない第三者が、契約関係者の管理不十分に乘じて、データベースをダウンロードすることも無いとは言えない。このような事例は、海賊版コピーと同様に、次項(2)③において検討される。

(2) データベースの権利保護が必要とされる態様は次の2つに大別される。即ち、契約関係のある当事者間の場合（①および②）と、契約関係にない第三者との間の場合（③）の2つである。

① 提供者とユーザーとの関係については、両者間の契約によって対応できているように思われる。ディストリビューターとユーザーの間の契約書は数多く公表されており、内容は

必ずしも一致してはいないが、両者間に生じる虞のある問題点を一応カバーしているように思われる。これに対して、プロデューサーとディストリビューターとの間の契約フォームは余り公表されてはいないが、ディストリビューター・ユーザー間の契約以上に条項が整備され、網羅的なようである。いずれにせよ、前述のように具体的なトラブルが報告されていないことから見て、対応を迫られるような問題を抱えているとは思われない。

- ② しかし、ユーザーがデータベース・サービスを利用して作成した情報ファイルを第三者に頒布する行為については制度面からの検討が必要である。一般に、ディストリビューターとユーザーとの契約では、このような行為を禁止するのが通例ではあるが、データベース・サービスをどの程度利用した場合に禁止規定に該当するのか、出典を示して引用する程度であれば許容されるのか等々、制度面からガイドラインを示すことが紛争の防止に役立つように思われる。

- ③ 提供者と契約関係にない第三者による海賊版コピーの作成等の不法行為は今後も頻発するものと予想される。契約関係にない第三者が不法に電線を接続してオンラインサービスを楽しんだり、ユーザーの管理の杜撰さに乗じて無断でダウンロードをする等の行為も同様である。

データベースが著作権法上の著作物と認められるならば、同法上の救済、すなわち、差止請求（112条）と損害賠償の請求（114条）が認められる。

著作権上の救済が与えられない場合も、データベースの所有者は物権的請求権の一態として、または不法行為に基づき差止請求ができよう。前述の日経マクロウヒル事件でも、磁気テープの所有者である日経マクロウヒル社が直接的に盗用者を相手に請求したなら、このような差止請求が許されたものと思われる。

コピーされた内容の消去を求め得るか否かは難しい問題とされている（松本恒雄「データベース取引の契約法上の問題点」19項）。

不法行為にもとづく損害賠償請求（民法709条）については、違法性が争点となるが、盗用コピーについては認容されよう。また、所有者やディストリビューターの被った損害と、盗用者の受けた利得との間の因果関係が立証されれば、不当利得の返還請求（民法703条以下）も認められよう。（須藤・小沢委員）

- (3) 著作権法による保護の利点は、ダウンロードをデータベースの一部複製ととらえ、複製権（著21条）を及ぼすことができること、既存のデータベースに無断で情報を追加して新たなデータベースを作成したり、複数のデータベースを結合して別のデータベースを作成したり、複数のデータベースを結合して別のデータベースを作成したりする行為を翻案権

(著 27 条)の侵害として処理できること、保護期間が長く、プロデューサーの財産的利益が長期間にわたって保護されること、国際的な情報の伝達を考慮するとき法的保護の仕方が諸外国と歩調を合わせていることが望ましく、この点アメリカは著作権法で保護することとしているため、少なくともアメリカとの間はトラブルの発生する余地は少ないと考えられること、などである。

一方、著作権法による保護でのマイナス点は次の通りである。

データベースに無断でアクセスしてある情報をアウト・プットする行為は、その情報が著作物性を有するかぎり、複製権や上映権の侵害となりうるが、その情報が数値情報などのように一著作物性を有しないときは、複製権や上映権の侵害とはなりえないことになる。この場合、データベースを利用していることは間違いないが、使用权は著作権の承認しない権利であるから、著作権の侵害として構成することはできないし、ある情報のアウト・プットはデータベース自体の複製でもなければ、上映でもないものであり、結局、違法のアクセスを権利侵害として処理することが難しくなる。(半田委員)

- (4) データベースの法的保護において最も重要なのは、①データベース自体の利用権の承認、②内容の増減変更を本来の性質とするデータベースにつき、いかにすれば権利の対象として特定できるか、である。(半田委員)
- (5) 著作権審議会第七小委員会データベース分科会中間報告(昭和 59 年 12 月)についての検討

- ① 提供者側からの権利保護をもっぱら考えるのみでなく、利用者に及ぶ制約、データベース流通促進に対して十分な配慮が必要である。

データベースは、文学、美術のように固定され変化することのない著作物とは異なり、形態としては常に増補され、改良されて、更に利用され易いように更新されてゆく動的なものである。

また、その利用に際しては、利用者側においてもその形態を変更する作業によって加工して、はじめて有効に活用し得る場合も少なくない。

このようなデータベースの動的特性は、利用者が著作物に対し単に受身の立場でそのままを利用しているのではなくて、むしろ積極的、能動的に働きかけることによってはじめて有効に利用し得るものであるから、従来の静的著作物とは性格が異なる点は認識しなければならない。

したがってデータベースの利用の手段、態様については、(同一性保持権などを無理に適用することなく)弾力的な融通性ある利用形態が可能であるような配慮が必要である。

(権藤委員)

- ② 利用に伴って新たに発生する価値についての認識、プロフィールに対する検索者の権利についての配慮が必要である。

データベースの利用に当っては、得られるアウトプットは単なるデータベースの部分複製ではない。利用者はその意図に基づいて、それに適合するようなデータが有効に検索されるような検索作業を行い、得られた結果については更に評価を加え選択、加工を行って、はじめて意図に適合する結果が得られる。この作業はかなり高度の創造的知的活動であって、機械的、自動的に再生、複製されるものではなく、新たな価値の発生を当然考えなければならない。

著作権法では著作物→利用者の一方向的な流れしか考慮していないが、データベースは利用者からの創造的作業がなければ価値のある再生、複製物を得ることができない。双方向性の流れのものであることを認識する必要がある。（権藤委員）

- ③ 流通者によって作成されるランダムアクセスファイル（インバーテッド・ファイル）は、流通者が独自に開発したデータベース管理システム（DBMS）などのソフトウェアに基いているので、これを原データベースの二次著作物と認めるべきである。オンラインサービスにおいては、利用者は通常、この流通者が作成する二次著作物たるランダムアクセスファイルを検索することが多い。（宮川委員）

- ④ ダウンロードについて

Downloading はパソコンの普及により、欧米でも比較的最近問題になってきた分野である。データベースプロデューサは、データベースをディストリビュータまたはユーザに供給するに際し電算機可読形式媒体（数年前までは磁気テープ）へのコピーを禁じており、フロッピーディスクも同様の扱いを受けることになった。

ダウンロードの問題は、パソコン検索ソフトの開発により、それが容易になり、かつ検索やダウンロードレコードへのデータの追加が可能になったため、利用が急速に進んだことにより顕在化した。

データベースプロデューサがダウンロードを有償、無償を問わず、あるいは契約の要不要にかかわらず認めるようになったのはここ2～3年のことであり、大手プロデューサを中心に契約ベースでむしろ利用の促進を図る傾向が強まっている。データベースプロデューサによっては、一切契約なしでダウンロードを奨励しているところもあり、法律で禁ずるなどの措置は取り難い。

このようにダウンロードについては、実態が先行しており、第三者提供についての制約、適切な料金設定が契約によりなされればよい訳で、ダウンロード自体を制約する考え方は

必要としない。

ダウンロードは著作権法では複製に当たる。実態上も法解釈上もこれについては余り問題はないであろう。問題は、ダウンロードが著作権法上の複製に当ることにより、これを制限するのではなく、契約にダウンロードによる複製の許諾を前提にした利用条件を織りこんでおけばよいのである。そのような業界の慣行が樹立されればよい。

ただし、一定の秩序が保たれる必要がある。そうしないと二次、三次の利用が考えられるからである。

- ⑤ 検索のVDT表示或いはハードコピーについて、複製の概念を適用することには無理があるのではないか。

オンラインサービスにおいて利用者はVDT表示もしくはプリンター出力のハードコピーによって情報を利用する。この場合、後者のプリンター印字による利用は、著作権法の有形的固定に相当し、複製といえるが、前者の端末機画面表示による利用は、複製とはいえない。さらに静止画や動画の表示による出力も存在する。また利用契約上は、出力方式につき特別に料金を区別してないことが多い。したがってデータベースの利用について再生という概念を使ってはどうか。(宮川委員)

(レコードの複製とは異なり、むしろレコードの再生に近いのがデータベースの利用ではないか?但し、VDT表示とハードコピーの間に違いをおくのは、実態に即していない。)

- ⑥ データベースの権利保護期間について、一般論として著作権法における50年は長いと思われるが、何年がよいかはデータベース・サービス自体の歴史が新しいことなどから今後の検討事項である。

従来の著作権法の延長から考えるから多くの混乱が生じているのではないか。とりあえず50年とし、あとはその後の趨勢で判断していけばよい。(斉藤委員)

一般に独占的な権利はその存続期間が必要以上に長いことは産業、学術の発展を遅らせることにはならないだろうか。

データベース構築のためには多額の費用が必要であるが、そのコストの回収と適正な利益が得られた後は、可能な限り開放されることによって、社会、産業界の共通財産として自由な利用が行なわれることが望ましい。(権藤委員)

著作権法は、本来、文学・学術・美術・音楽という動きのない特定した目的物(著作物)を対象としてつくられた法であり、データベースのように絶えず内容の変更が要求され、その意味では特定しにくい目的物を対象としてつくられたものではない。したがって、著作者の死後50年という著作権の保護期間はデータベースにはなじまないといってよい。

(半田委員)

⑦ 抄録作成と原情報著作者との関係

文献データベース作成の際、二次情報として抄録 (Abstract) 抜粋 (Extract) が作成される。この二次情報は原著作に著しく依存するので、その作成に当たっては原著作者の許諾を要するという意見が、出版社側や雑誌社側から出されている。

しかし、この抄録作成は、オールドメディア (印刷子体) においてもすでに古くから (恐らく 20 年以前から) 行なわれてきたことであり、これ迄一度もこれに対して出版社側から原著作権者の許諾権を要求する出版は行なわれなかった。むしろ抄録作成とその二次情報誌による流通は、原著作物の流通と利用を促進するものと考えられてきた。したがって二次情報の媒体が電子化されたとしても、基本的には原著作物の流通と利用を促進する機能はなんら変わっていないし、むしろそれを強化している。

データベース制作者が作成する抄録は、それが指示的抄録であると報知的抄録であるとを問わず、原著作物を素材として使用するものの、原著作物の内容に全面的に依存した二次著作物もしくは翻案ではない。またデータベースの制作にあたっては、制作者は一体の観点に立って広く著作物を収集し、選択する。キーワードを付与する際にも原著作物の内容や方法に必らずしも厳密にとらわれることなく、より広い観点から適切なキーワードを付与することがある。したがって抄録作成は、一定の観点と体系にもとづく知的作業であり、原文献からは独立した著作物としての地位をみとめられるのは妥当である。

(宮川委員)

- ⑧ 共同著作権者の範囲は極力限定すべきである。共同著作権者を広義に定めた場合、本来は主著作権者が自由に裁量し意志決定のうえ企業活動が出来るはずのものまで、共同著作権者に制約され、企業活動が停滞することが予想される。(原田委員)

(6) 望ましい権利保護制度

- ① 著作権法によって保護できる領域もある。(但し、先述の通り、同法適用には限界があり、検討されるべき点は多い。プログラムの例に習う登録制度の導入などが必要か?) しかし、著作権法で保護できるということと、同法で保護すべきであるということとは別問題である。

登録制度については、プログラムの側に習い、データベースについて検討してはどうか。これにより少なくとも第三者による海賊版の制作販売に対抗できるのではないか。

(宮川委員)

- ② データベースの権利保護について、新しい制度を考えるとすれば、工業所有権的な登録制度を創設することも考慮するが、データベースにおいては、その性質上、工業所有権

におけるような新規性の審査登録はなじみ難いため、無審査登録制度によることとなろう。

このような登録制度を創設した場合においても、データベースの全てを新制度により登録すべきことにすべきか否かは疑問である。例えば、ファクト・データベースは新制度により、文献データベースは著作権制度によるという方法もある。

このような登録制度が、現行著作権法で認められている第一発行年月日等の登録制度（76条）に比して、どのような独自の効果をもつのかは疑問なしとしない。

- ③ 仮に、登録制度をとることとした場合も、その具体的方法をどうするかは大きな課題である。

ファイルのコピー1部を預託するようなことになろうが、ファクト・データベースにおいて、新たな年次の数値等が加わったような場合付加された部分のみを登録するのか、従来の部分も含めて全体を登録するのか、全体を登録することとした場合、保護期間は全体について登録の時点から算定するのか（そうだとすると付加しつづける以上保護期間が終了することは実際上ないことになる）、などの問題が考えられる。

（②、③ 須藤，小沢委員）

- ④ 登録制度は、著作権法第75～第78条までの規定をプログラム側にならってデータベースに適合するよう改定し、法的根拠とする。

また登録の具体的方法については、現行のデータベース台帳への登録申請制度を拡大し、適当な機関（例えばデータベース振興センター）がこれを担当すればよい。（宮川委員）

- (7) その他関連事項としては次の通り

- ① 権利制度が明確になれば、使用料，ロイヤルティのルールが作り易くなり，政府保有データの流通にプラスとなるのではないか。

- ② 海外，特に米国の事情については先例としての把握が必要である。

この点ではまだ十分といえない。

5. 再販売価格維持に係る問題点

- (1) 流通業者の取引契約上の問題点

- ① データベースは所謂「独禁法」上において適用除外を認められている無体財産権にふくまれるかどうか。

- ② データベース生産者がその販売に当たる者に対して再販価格を指定し，維持させることは適当かどうか。著作物は独禁法24条-2-④により再販価格の決定維持を認められているが，データベースもそれと同様に考えられるかどうか。

(2) 国際的独占による問題点

データベース流通に係る現行国際契約の中には、独禁法第6条にいう不当な取引制限または不公正な取引方法に該当する事項を内容としたものはないかどうか。

特に、公取委告示第11号(所謂不公正な取引方法)にいう優越的地位の濫用に当たる事項がふくまれている国際契約はないか。

6. 二重課税問題

(1) 問題の発端

昭和56年8月に(社)著作権資料協会より文化庁文化部著作権課、吉田大輔著「データベース・サービスと著作権問題」が刊行されたのを契機に、東京国税局が各税務署にデータベース・サービス業者の実態調査を指示し、それは、現在にまでおよんでいる。

(2) 税務署の課税根拠

前述書にデータベースは編集著作物であるとの記述があるが、こうした文化庁見解を根拠に所得税法161条7号(ロ)「著作権(出版並びに映画フィルムの上映権及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを含む)の使用料またはその譲渡による対価」の定めにより居住者20%、非居住者10%の国内源泉所得課税を課さなければならないというもの。

(3) ディストリビュータの対応

データベース・サービスを国内にあるコンピュータで処理し、商用サービスに供する場合は、バッチ、オンラインを問わず課税対象になり納税している。ただし、例えば米国の場合日米租税協定第5条(二重課税の排除)(1)(a)により10%でよい。

また、オンライン・サービスの場合、米国のディストリビュータの見解は以下のとおり。

- ① テレビの放映権、コンピュータソフトにはそれぞれ著作権の使用権があるが、オンライン情報サービスは、情報を特定の個人に提供するサービスであるに過ぎず、データベースプロデューサから著作権の使用権を買ってもいないし、売るべき内容もない。
- ② データベース・サービスを行っている他のどの国からも、課税はされておらず日本政府の要求はおかしい。
- ③ 「著作権の使用料」とは、著作権の目的物たる著作物を複製し、出版し、上映または放映することを許諾することに対する対価のことを言うが、日本のユーザは海外のオンラインサービスの利用に際しロイヤリティの支払いを行っているのではなく、サービスに対する対価を時分で払っているに過ぎない。

(4) 問 題 点

東京国税局がデータベース・サービス者側の主張を受入れたか否かは不明である。一部の流通者が表明しているように、万一課税されても、それはユーザの負担になるという発想は問題であり、二次ディストリビュータは、この種の課税は一次ディストリビュータ側に負担させることを当然と考えるべきであろう。

・外国製データベースの輸入販売に当たっている者の日本国内における所得に関して課税の基準、二重課税の回避などにつき、業者と税務当局の間で、近年解釈の相違があり、紛糾する場合がある。

データベースを磁気テープ形態で輸入する場合と、外国の流通産業者との契約により国際通信回線を通してオンラインで輸入する場合とふた通りの事例がある。これについても法解釈を統一し、健全な業界慣行を確立する必要がある。

なお、外国製データベースを磁気テープ形態で輸入しこれを国内に流通している公益法人が、これにかかわる租税を民間流通業者に負担させようとした事例がある。このようなことがないよう法解釈と措置を統一しておく必要がある。

7. プライバシーに係る情報の収集・提供の制限

個人のプライバシーに関する情報として、民間の銀行、クレジットカード業、消費者信用情報機関、病院や官公庁のデータベースが構築されつつある。これらの取り扱いは慎重さを必要とし、利用者や利用の方法が規制されている。

このうち、個人の信用情報のデータベースを作成し、運用しているセンターとして5機関ある。現在、センター間の相互乗入れが検討されている。しかし、その結果、プライバシー情報の拡散につながるのが問題である。

現在、日本にはプライバシー保護のための法律はない。民間の場合、業界規約で規制が行なわれている。また、自治体ではプライバシー保護条例を制定している。

今後、データベースの増加、拡大につれ、プライバシーの保護の法的措置の必要性を検討しなければならない。

8. データベース利用者についての機密保護

コンピュータセキュリティに関連して、データあるいはデータベースの保護という立場からデータベースサービスシステムには、一般に利用監査機能（オーディトエイド）が組込まれている。

これは、システムが予期した通りに使用されているか、正しい運用基準にそって使用されているかの検証、あるいは、データベース別、利用者別などのデータベース使用に関する種々の統計をとるために、利用者の検索の状態のモニタリング、あるいは検索の過程、結果を記録（ロギング）するものである。

企業などにおいては、通常、市場開発、技術開発テーマなどは企業外秘になっており、そのテーマに関する検索の内容もまた企業外秘である。

したがって、企業外の第三者がその検索の内容をモニタリング、あるいはロギングしてそれが企業外に漏洩することとなると、企業にとっては非常に大きな問題となり、データベースサービスシステムについて著しく信頼性を欠くこととなる。

この漏洩に関しては、データベースサービス側においても十分に考慮が払われているが、現状は全く商業上の道德律に委ねられているのみで、データベースサービス側と利用者側とで機密保持については、わずかな例を除き、ほとんど何の取決めもなされていないのが実状である。

これは、利用の契約、覚書きの交換などにおいては、未だデータベースサービス側の主導のもとで行なわれているため、利用者についての機密保護について、契約上の明文化を避けているためであろう。

データベースの利用の拡大に伴い、将来、この種のトラブルが発生する機会も増加するものと思われる。データベースの利用を何ら不安なく行うことができるようにするため、サービス側と利用者側との契約書などの中に機密保護についての項目を明文化することの義務付けが是非必要である。

〔参 考〕

実例 1. 日本科学技術情報センター（JICST）のJOISによる情報提供を受けるためには、JICSTと利用者の間に「契約書」が取り交されるが、この契約書の中には利用者についての機密保護についての項目はない。

しかし、JICSTは、同所が発行しているJOIS—テキスト、『管理の手引』において、「〔機密保持〕オンライン情報検索の特徴の一つは検索内容の秘密が保たれることである。そのため、利用者の会話内容は出力できないようにしている。また、オフライン回答書およびSDI回答書についても特別な配慮を行っている。なお、データベース別、利用者別などの諸統計についてはJOISサービス管理上必要最小限にとどめている。」との文章を記載し、利用者についての機密保護をテキストの上で公約している。

実例 2. 日本経済新聞社が提供する記事情報検索サービス（NEEDS—IR）を受けるため

には、利用者は「利用申込書」を提出し、利用契約を締結する。この契約文中には、利用者についての機密保護についての項目はない。

実例 3. ㈱平和情報センターが提供する HINET オンラインサービスを受けるためには、同社が作成した「オンライン利用条件」を了解の上、利用契約を結ぶ。この「オンライン利用条件」の中には利用者についての機密保護についての項目はない。

実例 4. Dialog Information Services 社の DIALOG サービスを丸善㈱を通じて受けるためには、丸善と利用者間で「DIALOG 情報検索システム利用条件」並びに「データベース使用細則」の確認同意のもとで契約が結ばれる。

上述の「利用条件」、「使用細則」中には、利用者についての機密保護の項目はない。

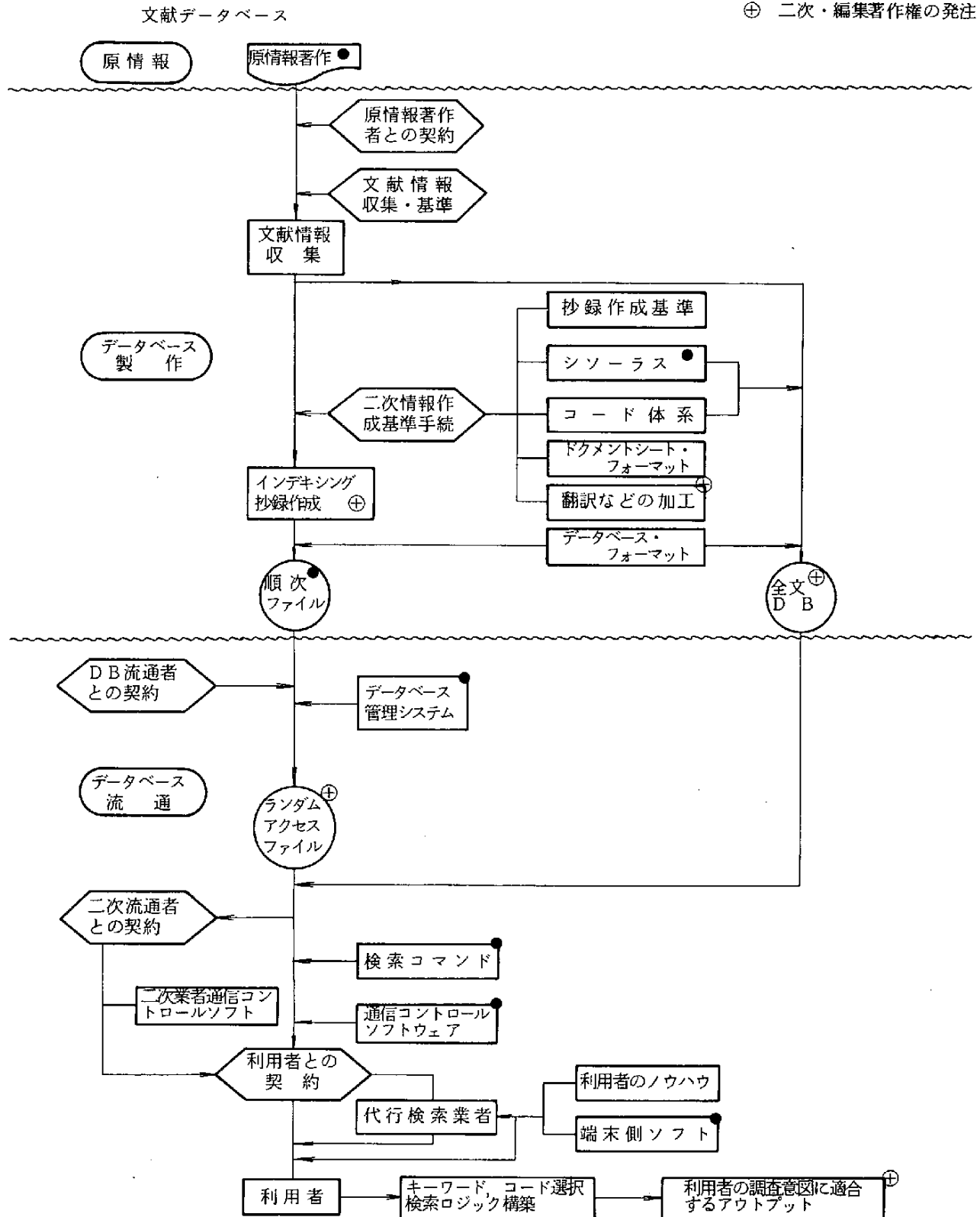
実例 5. 実例 4. のサービスを㈱紀伊國屋書店を通じて受けるためには、同社と DIALOG オンライン情報検索システムによる情報提供に関し、「契約書」を取り交わす。この「契約書」第 6 条（機密の保持）には、「乙（紀伊國屋書店）は、DIALOG サービスの過程で知りえた甲（利用者）の業務上の機密をもらしてはならない。」と明文化し、利用者についての機密保護を約束している。

実例 6. 西独エネルギー・物理・数学専門情報センターが提供する INKA オンライン情報検索サービスを使用するためには、利用に関して㈱紀伊國屋書店と利用についての「覚書」を取り交わす。

同「覚書」第 8 条には、「乙（紀伊國屋書店）は、INKA サービスの過程で知り得た甲（利用者）の業務上の機密をもらしてはならない」と明文化し、利用者についての機密保護を約束している。

[データベース・サービスの各段階と問題点] Flow Chart
 (問題点: 例示: 契約・著作権との関連)

- 著作権の発注
- ⊕ 二次・編集著作権の発注



数値データベース

